

第153号議案

小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、小中学校において、児童生徒が静岡茶を飲む機会及び児童生徒に対する静岡茶の食育の機会を確保することにより、児童生徒の静岡茶の愛飲を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 静岡茶 県内において生産した茶葉を加工したものを使用したお茶をいう。
- (2) 静岡茶の食育 児童生徒の健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むため、お茶のおいしさ、お茶の機能その他のお茶に関する一般的な事項のみならず、静岡茶の茶葉の産地、静岡茶の歴史、静岡茶の文化その他の静岡茶に関する事項について、児童生徒の理解を深める教育をいう。
- (3) 静岡茶の愛飲 静岡茶を愛し、毎日の習慣として静岡茶を飲むことをいう。
- (4) 小中学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校、中学校及び義務教育学校、同条の中等教育学校の前期課程並びに同条の特別支援学校の小学部及び中学部をいう。
- (5) 児童生徒 小中学校の児童及び生徒をいう。

(県の責務)

第3条 県は、この条例の目的を達成するため、小中学校の実情に応じた児童生徒への静岡茶の提供の方法及び静岡茶の食育の機会の確保に関する助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(小中学校設置者の責務)

第4条 小中学校の設置者は、当該小中学校における給食、休憩等の時間において、当該児童生徒が静岡茶を飲む機会及び当該児童生徒に対する静岡茶の食育の機会を設けるよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第5条 静岡茶の茶葉を生産する者、当該茶葉の加工を行う事業者、当該加工されたものの加工、流通若しくは販売を行う事業者又は静岡茶の製造、流通若しくは販売を行う事業者は、県が実施する児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議)

第6条 県に、小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議(この条において「県民会議」という。)を置く。

- 2 県民会議は、児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する事項を調査審議する。
- 3 県民会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は平成29年4月1日から施行する。